

1 現状

- 令和6年度～令和11年度を計画期間とする次期保健医療計画を年度内に策定
 - ＜小児医療分野の重点施策＞
 - ・ 医療従事者の確保・育成（継続）
 - ・ 医療的ケア児等の支援（継続）
 - ・ オンライン診療等の体制整備（新規）
 - ・ 災害、新興感染症への備え（新規）

2 課題

- ・ 小児在宅医療を担う人材の育成
- ・ 地域での医療的ケア児支援体制の確保
- ・ 医療的ケア児の介護者の負担軽減のためのレスパイト機能の確保
- ・ 災害時、新興感染症の発生・まん延時を見据えた体制の確保

3 令和6年度の取組

○ 医療従事者の確保・育成

- ・ 在宅医療人材育成研修（小児在宅医療）
小児在宅医療に関する知識習得や多職種連携の促進に係る研修を実施

○ 医療的ケア児等の支援

- ・ 岩手県医療的ケア児支援センターと連携し地域での支援体制の構築を推進
- ・ レスパイト、短期入所機能の確保について関係機関と調整
- ・ 岩手県小児・周産期医療協議会小児医療体制等検討部会において小児在宅医療の提供体制について検討

○ オンライン診療等の体制整備

- ・ 岩手医大附属病院におけるオンライン診療体制を引き続き確保
- ・ 遠隔医療設備整備費補助金による医療機関への支援によりオンライン診療の導入を促進

○ 災害、新興感染症への備え

- ・ 災害時に備えた災害医療コーディネーターや災害時小児・周産期リエゾンの技能維持、平時からの関係職種間の連携体制構築

医療的ケア児支援に係る令和6年度の取組（保育関係）

1 現状

- (1) **保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドラインの策定について**
県内6市町が策定している。令和6年1月時点において、2市が新規策定に向け検討を進めている。
- (2) **国庫補助事業（医療的ケア児保育支援事業）の活用について**
令和5年度は、10市町13施設活用見込（前年度比：5市町増、8施設増）。

2 課題

医療的ケア児保育を実施する市町村は増加しているが、ガイドラインの策定は追いついていない状況である。

地域における対象児を継続して受け入れる体制を構築する必要があることから、市町村におけるガイドラインの策定をさらに促進していく。

3 令和6年度の取組

(1) 市町村担当者を対象とした研修会の実施

市町村ごとに取り組みにバラつきがあることから、医療的ケア児保育に係る研修会を県医療的ケア児支援センターと連携し、実施する予定としている。市町村における医療的ケア児保育の受入れまでの流れやガイドラインの策定に係る情報等を共有し、地域における支援体制の構築が促進されるよう支援する。

(2) 国庫補助事業の適切な活用の促進

国の令和5年度補正予算事業から、補助内容が拡充された。地域の実情や対象児の状況に合わせ、適切に国庫補助が活用され、支援につながるよう引き続き助言していく。

【主な拡充内容】

- ・ 自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う「医療的ケア巡回型」の創設。
- ・ 停電時に必要となる外部バッテリーや手動式吸引機等の災害対策備品整備に係る費用の補助。

医療的ケア児保育支援事業

成育局 保育政策課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和5年度補正予算 5.2億円

1. 施策の目的

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

2. 施策の内容

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



体制整備等

＜自治体＞

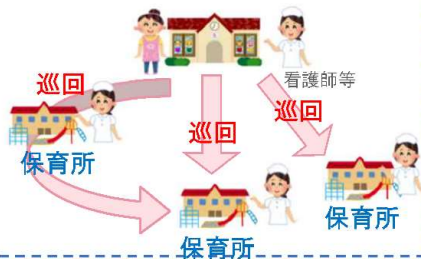
検討会の設置



ガイドラインの策定

検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

【自治体による看護師確保】自治体が看護師等の確保をした上で必要な施設に対し、効果的・効率的な巡回による看護師等の配置を行う。



3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助基準額】

○基本分単価

- ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり5,010千円)【拡充】)

○加算分単価

- ② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円
※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。
- ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円
- ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円
(喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)
- ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円
- ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円
- ⑦ 医療的ケア児の備品補助【拡充】1施設当たり 10万円
(医療的ケア児の個性に応じて必要となる備品 例：抱っこひも・ベッド等)
- ⑧ 災害対策備品整備【拡充】1施設当たり 10万円
(災害対策として停電時等に必要となる備品 例：外部バッテリー・手動式吸引器等)
※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

* 医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ
3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。

国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6

医療的ケア児支援に係る令和6年度の取組（教育関係）

1 現状

- (1) **県立特別支援学校における医療的ケア児の在籍状況**（令和5年5月1日現在）
学校数：9校 児童生徒数：51名（小32名、中10名、高9名）
医療的ケア看護職員任用数：55名
- (2) **幼稚園、小・中・義務教育学校の在籍状況**（令和4年5月1日現在）
市町村数：6市2町 幼児児童生徒数：14名（幼1名、小12名、中1名）
医療的ケア看護職員任用数：17名
- (3) **岩手県立学校医療的ケア体制整備事業**
 - 医療的ケア看護職員の配置
 - 医療的ケアアドバイザーの委嘱
 - 医療的ケア看護職員及び医療的ケア担当教員研修会の実施
 - 特別支援学校医療的ケア実施状況視察
- (4) **医療的ケア児のための就学・進学説明会**
主催：岩手県医療的ケア児支援センター 共催：岩手県教育委員会

2 課題

- 医療的ケア看護職員の安定的な確保と適正な配置
- 医療的ケア看護職員の研修の充実
- 各市町村における医療的ケア児受入れ体制の構築

3 令和6年度の取組

- 各県立学校に在籍する医療的ケア児の実態に応じ、引き続き、医療的ケア看護職員の適正数の配置を進める。
- 医療的ケア看護職員の研修等において、互いに各学校の様子を交流し、意見交換をするなど看護職員同士がつながりをもつ機会を設定する。
- 各市町村教育委員会、医療・福祉関係者と就学相談や看護師配置、医療的ケア実施体制の構築等において情報共有をするなどの連携を図る。
- 県教育委員会及び各教育事務所に配置している特別支援教育エリアコーディネーター等が、各市町村教育委員会からの相談に対応するとともに、県教育委員会における医療的ケア体制整備事業関係文書を提供する。

医療的ケア児支援に係る令和6年度の取組（防災関係）

1 現状

- 災害対策基本法の改正により、平成25年8月に、市町村による避難行動要支援者名簿の作成が義務化。令和3年5月に避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化

※ 個別避難計画：要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、医療的ケア児・者等）のうち、自ら避難することが困難な方（＝避難行動要支援者）のために、避難経路、避難支援者など具外的な支援方法を明記するもの

- 個別避難計画の作成状況の推移（各年5月1日現在）

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
避難行動要支援者名簿登録人数	80,600人	80,368人	93,432人	93,670人
個別避難計画作成数	18,077件	20,174件	19,542件	19,047件
個別避難計画作成割合	22.4%	25.1%	20.9%	20.3%

2 課題

- ・ 高齢化等による避難支援者の確保
- ・ 津波の特性を踏まえた個別避難計画の作成
- ・ 関係機関の取組機運の醸成と連携強化

3 令和6年度の取組

○ 市町村担当者研修会の開催

市町村の防災担当者及び福祉担当者を対象に、これまでの個別避難計画の取組状況や避難行動要支援者等をテーマとした研修を開催

○ 津波避難に係る沿岸市町村との意見交換

沿岸市町村と専門家と意見交換を行い、津波浸水区域に居住する避難行動要支援者の把握方法や津波避難に係る個別避難計画の参考様式の検討を実施

○ 関係者への取組周知及び実践の依頼

庁内関係室課が主催する防災関係者又は福祉関係者を対象とした研修会において、個別避難計画作成の意義や防災関係者及び福祉関係者が参画することの意義等について説明及び協力を依頼

○ 関係機関との連携強化

庁内の関係課を構成員とする避難行動要支援者ミーティング（仮称）を設置し、保健師やケアマネジャー、生活支援員等による避難支援の意見交換を実施